

連絡先：〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321

電話：090-3805-5701 FAX：03-5460-7421

e-mail：ishiwatasharoshi1226@nifty.com

副業・兼業の実態調査と導入の検討に向けて

先ごろ、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」パンフレットの改訂版が厚生労働省から公表されました。7月に改訂された兼業副業ガイドラインの解説や副業・兼業に関するモデル就業規則の規定、各種様式例がまとめられています。こうしたことを踏まえ、従業員の副業・兼業の許可を検討する企業もあると思います。その前提として、副業等の実態がどうなっているのかは押さえておきましょう。

◆パーソル総合研究所の調査から

2021年の調査になりますが、パーソル総合研究所が従業員10人以上の企業に対して行った調査によると、次のような実態がわかります。

【企業側】

- ・副業の全面禁止は45.1%。
容認（全面・条件付き）は55.0%で、2018年より3.8ポイント微増。

- ・副業人材を実際に受け入れているのは23.9%、受入れ意向はあるが現在受け入れがないのは23.9%、受入れ意向なしは52.3%

【従業員側】

- ・実際に副業をしている人は9.3%（年収1,500万円以上の高所得層に多い）
- ・現在していないが副業意向がある人は40.2%（低所得層になるほど多い）
- ・動機は職種によらず、「収入の補填」が最多

この調査では、他に過重労働リスクにつながりにくい副業の特徴と、職場支援のあり方などについても報告されていますので、副業・兼業の許可を検討する際に参考になるでしょう。

◆就業規則等の整備が必要です

副業・兼業を認めるにあたっては、就業規則等の社内規程の整備や届出、労働時間の通算や健康確保等についての検討、社会保険や労災についても確認しておくべきことがあります。また、当然な

がら秘密保持や競業避止の面からの検討も必要になります。

これらの対応や社内規程の整備については、弊所にご相談ください。

【厚生労働省「副業・兼業」】
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>

【パーソル総合研究所「第二回 副業の実態・意識に関する定量調査」】
<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/data/sidejob2.html>

マイナンバーカードで失業認定手続きが可能に

◆マイナンバーカードで失業認定手続

これまで、失業の認定の際には、受給資格決定時に申請者が提出した写真を貼付した雇用保険受給資格者証（以下、「受給資格者証」という）等で、本人確認や処理結果の

通知が行われていました。令和4年10月1日以降に受給資格決定される方について、本人が希望する場合には、マイナンバーカードによる本人認証を活用することで手続きを完了できるようになりました。マイナンバーカードを活用する場合には、受給資格者証に添付する写真や失業の認定等の手続きごとの受給資格者証の持参が不要になります。

◆対象となる手続きと受給資格者証等

以下の手続きの際、マイナンバーカードで本人認証を行う場合は、受給資格者証等の提出が不要になりました。なお、各種手続きの処理結果は、下記()内の受給資格通知等に印字し、交付されます。

- 雇用保険受給資格者証(雇用保険受給資格通知を交付)
- 雇用保険高年齢受給資格者証(雇用保険高年齢受給資格通知を交付)
- 雇用保険特例受給資格者証(雇用保険特例受給資格通知を交付)
- 教育訓練給付金および教育訓練支援給付金受給資格者証(教育訓練受給資格通知を交付)

◆気をつけたい点

気をつけたい点もあります。マイナンバーカードを活用して失業認定等の手続き

を希望した場合、それ以降は原則として受給資格者証等による手続きに変更することができません。また、本人認証時のパスワード入力時に3回連続で誤入力するとロックがかかり、パスワード再設定の手続きが必要です。当該手続きをするという方には、ご案内するとよいでしょう。

【厚生労働省「マイナンバーカードで失業認定手続きができるようになります」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221005S0032.pdf>

11月の税務と労務の手続き期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書(10月31日の現況)の提出 [税務署]

30日

- 個人事業税の納付 <第2期分> [郵便局または

銀行]

- 所得税の予定納税額の納付 <第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所より一言～

今月より事務所便りがスタートしました。

毎月タイムリーな情報をお届けしますのでよろしくお願いたします。

国民年金の納付期間を65歳まで延長についての検討が始まったとニュースで流れておりました。支払う額が増えても受取額はそのまま。年金への不信は増すばかりかと思えます。

当事務所では、随時年金の相談を承っております。ご希望の方は上記連絡先までお願いします。